

# 社会保険俱楽部規約

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第1条 本俱楽部は社会保険事業に携わった者又は携わっている者の親睦と福利増進を図り社会保険に貢献することを目的とする。

### (名称)

第2条 本俱楽部は社会保険俱楽部（以下「本俱楽部」という。）という。

### (事務所)

第3条 本俱楽部の事務所は東京都内に置く。

### (事業)

第4条 本俱楽部は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員の親睦
- 二 情報の交換
- 三 福利厚生
- 四 社会保険事業への協力
- 五 社会保険友好団体との提携連絡
- 六 会報の発行
- 七 その他本俱楽部の目的を達成するに必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (会員の種類及び資格)

第5条 本俱楽部の会員を正会員及び名誉会員とする。

- 一 正会員は社会保険に10年以上携わった者及び携わっている者又は10年未満の者で加入を希望する者
- 二 名誉会員は、正会員たる期間が10年以上で年齢88歳に達した正会員のうち、世話人代表が推せんした者

### (会費)

第6条 会員は世話人会の定めるところに従って会費を納付しなければならない。

ただし、名誉会員は会費の納付を要しない。

2 納付した会費は返還しない。

### (会員の入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は入会申込書を支部を経て本俱楽部に提出するものとする。

### (会員の退会)

第8条 正会員は次の事由によって退会し又は退会させることができる。

- 一 退会の届出をした者
- 二 本俱楽部の趣旨に反し会員たるに適しない行為のあった者
- 三 理由なく会費を1年以上納付しない者

### 第 3 章 世話人及び世話人会

#### (世話人及び世話人会)

第8条の2 本俱楽部に世話人を置く。

- 2 世話人の定数は90名以内とする。
- 3 世話人会は、世話人をもって組織する。

#### (世話人の選出)

第8条の3 世話人は、次の各号に掲げるところにより選出する。

- 一 支部ごとに、支部を代表する世話人として、正会員のうちから各1名を選出する。
- 二 俱楽部の有識者である世話人として、正会員のうちから、世話人会の同意を得て、世話人代表が指名する。

#### (世話人の任期)

第8条の4 世話人の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠の世話人の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 4 章 役員、顧問及び参与

#### (役員の種類)

第9条 本俱楽部に次の役員を置く。

- 一 世話人代表 1名
- 二 世話人副代表 6名以内
- 三 常任世話人 30名以内
- 四 監事 2名

#### (役員の選出)

第10条 常任世話人は、世話人会において世話人が互選する。

- 2 世話人代表及び世話人副代表は、常任世話人が互選する。
- 3 監事は、世話人会において世話人が互選する。

#### (役員の任務)

第11条 世話人代表は本俱楽部を代表し俱楽部の業務を統轄する。

- 2 世話人副代表は世話人代表を補佐する。世話人代表に事故があるときは世話人副代表のうちあらかじめ世話人代表に指名された者がその職務を代理する。
- 3 常任世話人は常任世話人会を組織し、業務を処理する。
- 4 常任世話人会に、常務を処理するため幹事会を置く。幹事会は幹事で組織し、幹事は常任世話人のうちから世話人代表が指名する。
- 5 監事は業務及び経理に関する監査を行う。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期満了後も後任者が就任するまで必要な職務を行う。

(顧問及び参与)

第13条 常任世話人の決議により本俱楽部に顧問及び参与を置くことが出来る。

2 顧問及び参与は常任世話人の決議に基いて世話人代表が委嘱する。

3 顧問は会議に出席して意見を述べることが出来る。

4 参与は本俱楽部の重要な事項について世話人代表の諮問に応ずる。

## 第 5 章 会 議

(議長)

第14条 世話人会及び常任世話人会の議長は世話人代表とする。

2 世話人代表に事故あるときは、第11条第2項の規定により指名された世話人副代表がこれに当たる。

(世話人会の種類及び招集)

第15条 世話人会を分けて通常世話人会及び臨時世話人会の2種とし、通常世話人会は毎事業年度経過後50日以内に、臨時世話人会は常任世話人会が必要と認めたとき及び世話人の半数以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときこれを召集する。

(世話人会の議決事項)

第16条 世話人会においては、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 事業計画及び予算

二 事業報告及び決算

三 会費の基準

四 規約の変更

五 会員の除名

六 解 散

七 規約で定められた事項

八 その他常任世話人会で必要があると認めた事項

(世話人会の定足数及び議決)

第17条 世話人会は、世話人の過半数が出席しなければ議事を開くことが出来ない。

2 世話人会の議事は出席した世話人の過半数で決し可否同数のときは議長が決する。

ただし、規約の変更、会員の除名、解散その他本俱楽部の存立に関する重要な事項については、世話人の定数の4分の3以上の多数で決する。

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により世話人会に出席できない世話人は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は表決に関し他の出席世話人にその権限を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

(世話人会の会議録)

第19条 世話人会の会議については、会議録を作成し次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 世話人の定数
- 三 出席した世話人の氏名
- 四 議決事項
- 五 議事の経緯、要領及び発言者の発言要旨

2 会議録には議長及び世話人会において定めた2名以上の世話人が署名しなければならない。

(常任世話人会の招集)

第20条 常任世話人会は、必要に応じ世話人会代表が召集する。

(常任世話人会の議決事項)

第21条 常任世話人会においては、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 世話人会の招集及び世話人会に提出する議案
- 二 事業運営の具体的方法
- 三 諸規程の制定及び改廃
- 四 その他業務の処理に関する事項で世話人代表の付議した事項

(準用規定)

第22条 第17条から第19条までの規定は常任世話人会について準用する。この場合において、これら条文中「世話人会」とあるのは「常任世話人会」と、「世話人」とあるのは「常任世話人」とそれぞれ読み替える。

第23条 削除

## 第 6 章 支 部

(支 部)

第24条 本俱楽部の目的を円満に行うため都道府県を単位に支部を置く。

2 前項に定めるもののほか、世話人代表が必要と認める範囲を単位として支部を置くことができる。

(支部長等)

第25条 支部には支部長を置き次の事項を支部において定める。

- 一 役員及び会費に関する事項
- 二 事業並びに事業経営に関する事項
- 三 その他支部において目的達成に必要と認める事項

## 第 7 章 事 務 局

(事務局)

- 第26条 本俱楽部の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
  - 3 事務局長は常任世話人中より選び世話人代表これを委嘱する。
  - 4 事務局員は世話人代表これを任命する。

## 第 8 章 会計及び資産

(資 産)

- 第27条 本俱楽部の資産は次の各号により構成される。

- 一 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- 二 会 費
- 三 寄附金品
- 四 事業に伴う収入
- 五 資産より生ずる収入
- 六 その他収入

(経 費)

- 第28条 本俱楽部の経費は資産をもって支弁する。

(会計年度)

- 第29条 本俱楽部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(予算及び事業計画)

- 第30条 世話人代表は次の書類を作成し常任世話人会の議決を経て通常世話人会に提出して承認を求めなければならない。

- 一 事業計画
- 二 収支予算書

(決算の承認)

- 第31条 世話人代表は会計年度終了後遅滞なく次の書類を作成し常任世話人会の議決を経て監事の監査を受けその意見を附して通常世話人会に提出して承認を求めなければならない。

- 一 事業報告
- 二 収支決算書
- 三 財産目録

(会務執行細則)

- 第32条 規約に規定のない事項で緊急を要するものは常任世話人会の決議をもって処理する。

- 2 常任世話人会において前項の決議をした場合はその後に開催される最初の世話人会に報告してその承認を求めなければならないものとし、その承認がないときは以後その効力を失う。
- 3 常任世話人会は会務執行に関し必要な細則を定めることができる。

## 附 則

本規約は昭和34年4月1日より施行す。

## 附 則

規約第9条の改正は昭和48年4月1日より施行す。

## 附 則

規約第11条の改正は昭和50年4月1日より施行す。

## 附 則

規約第5条及び第6条の改正は昭和53年4月1日から施行す。

## 附 則

この規約は平成5年5月17日から施行する。

## 附 則

1 規約第5条及び第8条の3は平成20年5月14日から施行する。

2 改正前の規約第8条の3第二号の定めるところによって選出された世話人については、引き続き改正後の規約第8条の3第二号の定めるところによって選出された世話人としての職務を行うものとする。

## 附 則

規約第24条は平成22年5月20日から施行する。

## 附 則

1 この附則は平成23年5月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

2 規約第6条ただし書きにかかわらず、すでに名誉会員となっている88歳未満の会員については、世話人会の定めるところにより、会費を納付するものとする。

## 附 則

この規約改正は令和元年5月15日から施行する。